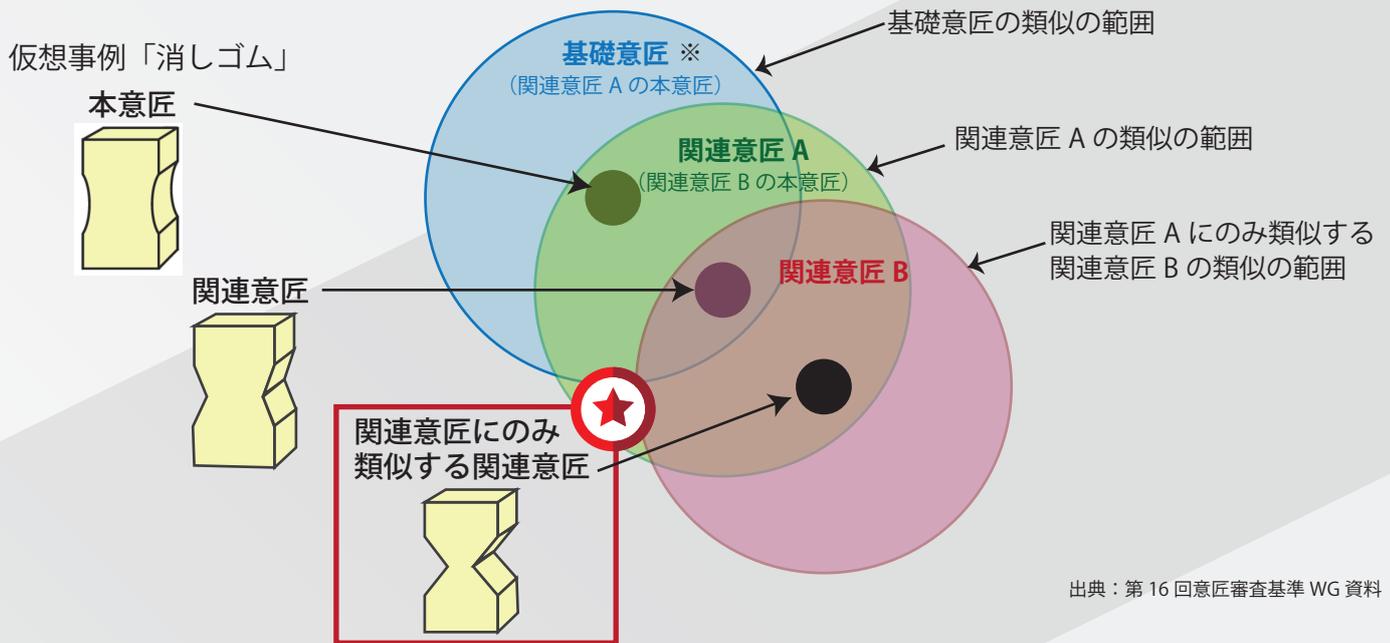


意匠に関するご案内

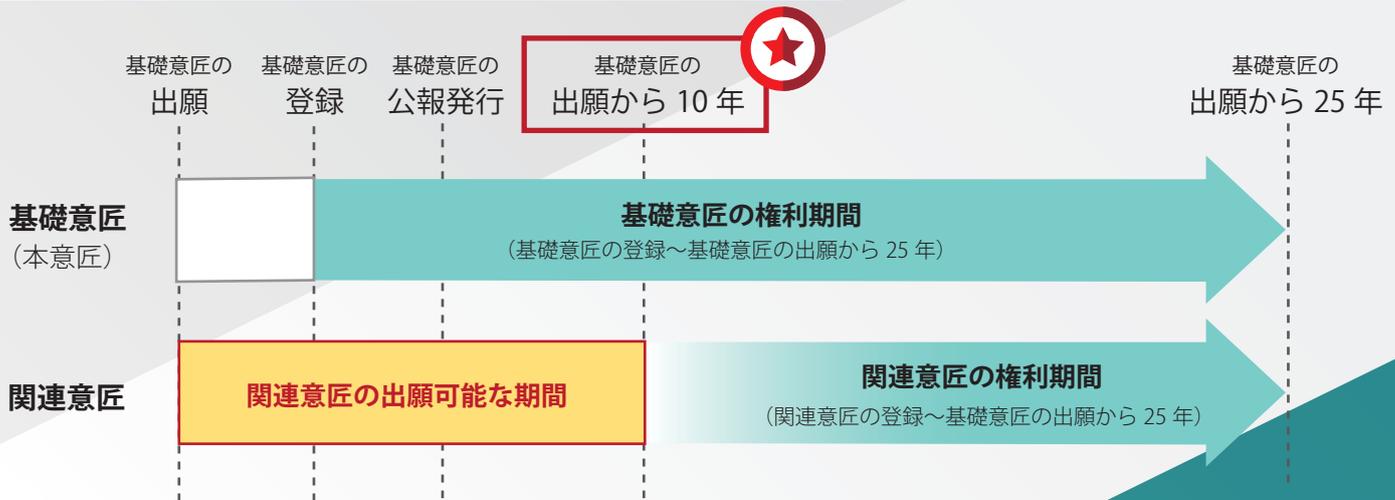
意匠法改正 2020年4月1日より

関連意匠制度が拡充されました

1. 「関連意匠の関連意匠」が登録可能に！



2. 関連意匠の出願可能な期間が10年に！



3. 新規性要件等の一部適用除外

「改正前の登録意匠」を本意匠とした関連意匠出願の活用を

▶ 裏面へ

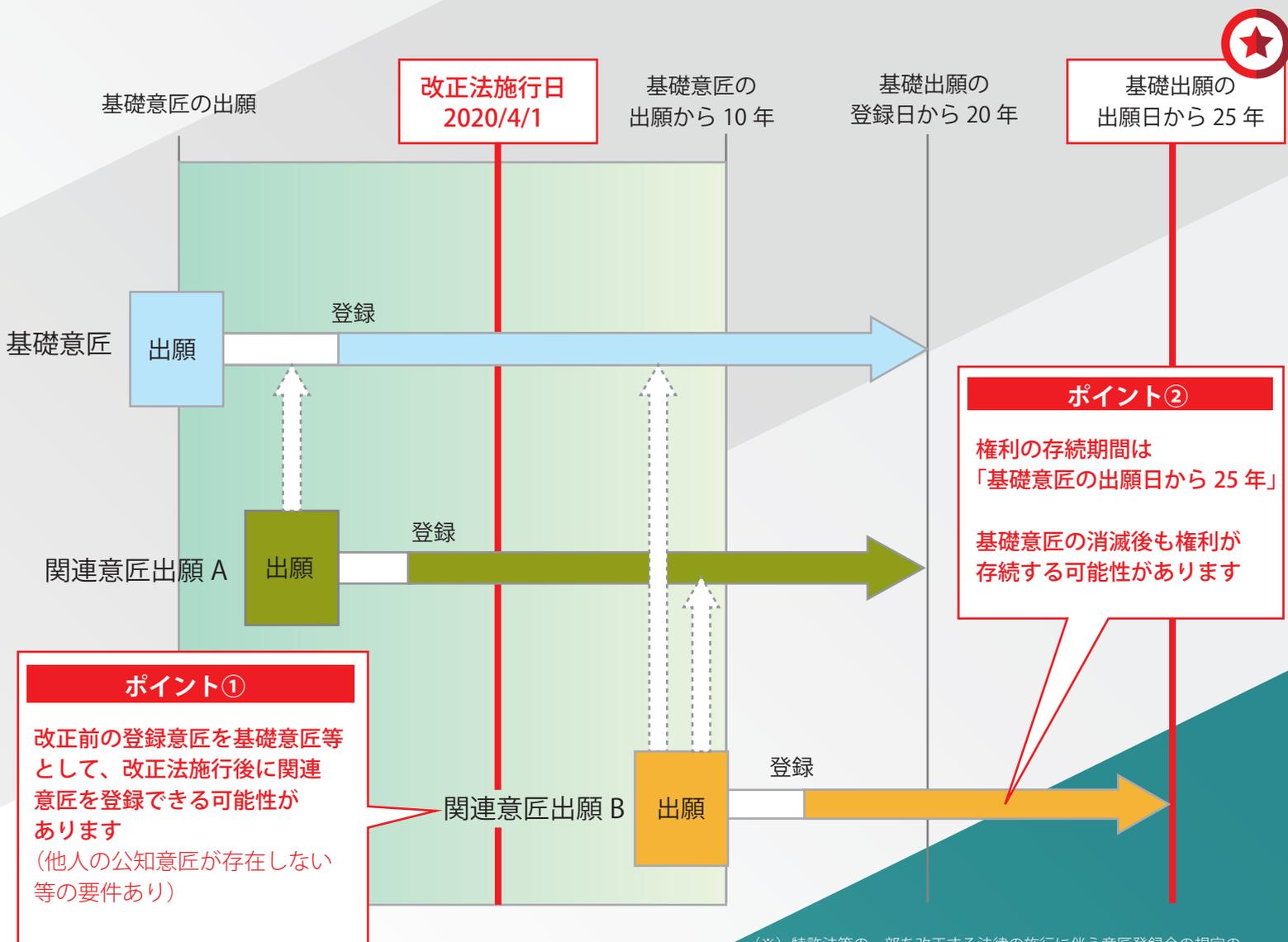
TRY AGAIN!

過去に登録を諦めた意匠はありませんか？

- ✓ 同一、類似の意匠が公知となったため、関連意匠の出願を諦めていたケース
- ✓ 自社の意匠公報を引例として、新規性、創作非容易性がないとして拒絶されたケース
- ✓ 本意匠には類似しないとして拒絶されたが、他の関連意匠には類似すると思われるケース
- ✓ 関連意匠での保護が手薄となっている製品（製品公表後でも出願できる可能性あり）
- ✓ 意匠権の存続期間を少しでも延ばしたい意匠（ロングライフデザイン等）

その意匠、改正後なら、権利化できる可能性があります

「改正前の登録意匠」を本意匠（基礎意匠）とした
関連意匠の出願が可能になりました（※）



(※) 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/seireikaisei/tokkyo/seirei_200227.html

改正後の関連意匠出願については
オンダ国際特許事務所にお気軽にご相談ください